

2014年4月8日

厚生労働大臣 田村 憲久様

国際婦人年連絡会世話人

橋本 葉子  
實生 律子  
山口みつ子

## 改正パートタイム労働法の早期成立を求める要望書

国際婦人年連絡会は、1975年に国連が提唱した国際婦人年の目標「平等・開発・平和」実現のために結成され、現在、全国の女性団体36団体が結集し、女性の地位向上・男女平等の実現を目指して活動しているNGO団体です。

労働政策審議会は、2014年1月23日「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律を一部改正する法律案要綱」をとりまとめ、厚生労働大臣に対して答申し、答申に基づいた法案が今国会に提出されています。

この法案には、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の改善や、パートタイム労働者の納得性を高める措置などが盛り込まれ、決して十分とは言えないものの、パートタイム労働者の待遇を一定程度改善させる内容となっています。

私たちはこの法案の早期成立を求めるとともに、労働政策審議会雇用均等分科会（以下「分科会」）の議論の中で必ずしも明らかにならなかった点に関して、パートタイム労働者の均等待遇実現の観点から、国会における議論を尽くし、続く分科会での省令以下の議論につなげていくことを求めます。

そこで、以下の点を強く要望します。

### 記

1. パートタイム労働者の均等待遇実現の観点から、改正パートタイム労働法を早期成立させること

1. 通勤手当に関して、建議に記載の通り、「待遇の原則」新設に合わせ「一律に均衡確保の努力義務の対象外とすることは適当でない旨を明らかにすることが適当である」旨に即した措置を行うこと

1. パートタイム労働法新設条項「待遇の原則」について、如何なる場合に不合理と認められるのかを明らかにすること

1. パートタイム労働者の約7割を占める女性の活躍を促進するため、男女雇用機会均等法における間接差別等を中心に早期に見直すこと

1. 無期契約のいわゆるフルタイムパートについては、法の狭間にあり権利保障もされていないため、検討の場を設けること

1. 建議に記載の「説明を求めたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を法律に位置づけることが適当」とした趣旨に基づいた措置を行うこと

以上